**平成２３年（フ）第１６９号**
東京都中野区鷺宮１丁目23番19号千泰ハイツ301
債務者　河嶋　正興
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤沼　康弘
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第７０６号**
新潟市東区東中島３丁目８番９号、前住所新潟市東区東中島３丁目８番11号　佐藤方
債務者　長谷川節子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　弘之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３９号**
神戸市須磨区北落合２丁目12番358―504号　田村講治方
債務者　鳥見　和美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始及び破産手続廃止

**平成２１年（フ）第６２号**
徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南121番地５
債務者　有限会社藍商
代表者代表取締役　藤本佳世子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第１号**
鳥取県米子市上後藤５丁目１番20号　102号
債務者　西原　　忍
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第７７号**
北海道北斗市千代田746番地の２
債務者　柴田　憲招
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１８号**
岐阜県不破郡垂井町2054番地の３
債務者　髙田いちみ
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第２７号**
岐阜県大垣市本今５―32―１　レオパレスコーラル　リーフ本今202号室、住民票上の住所岐阜県大垣市南一色町774番地
債務者　松下　泰治
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
福岡県京都郡苅田町神田町２丁目17番地５
債務者　城戸　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２３年（フ）第１１６号**
愛知県半田市港本町３丁目97番地の５
債務者　岩間有紀江（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３０２号**
愛知県岡崎市柱町字福部池１番地137
債務者　川渕　知子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第３６４号**
愛知県豊橋市下地町字北村88番地の１
債務者　榊原　孝祥
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第３５号**
埼玉県吉川市吉川団地５番18号304
債務者　武田　銃吾
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第５０号**
埼玉県吉川市吉川団地２番６号402
債務者　福本　　圭
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１４６１号**
千葉県市原市五井東２丁目２番地８
債務者　須藤　善美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６２８号**
千葉市若葉区愛生町157番地の２
債務者　保科八千代
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係